

こ 放 第 318 号

平成 28 年 5 月 16 日

放課後児童健全育成事業者各位

横浜市こども青少年局長

横浜市放課後児童健全育成事業所に対する監査の実施について

平成 28 年度から横浜市放課後児童健全育成事業所の監査を実施します。

厚生労働省が、平成 26 年 4 月 30 日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）を公布したことを踏まえ、横浜市では、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「基準条例」という。）を制定し、平成 27 年 4 月 1 日に施行しました。

このことを踏まえ、横浜市には、児童福祉法に基づき実施される放課後児童健全育成事業が、基準条例等に適合し、適正に事業運営されていることを定期的に確認し、必要な指導及び助言を行うことが求められます。

このため、横浜市域の放課後児童健全育成事業所に対する監査の実施方法と、監査の結果、改善を求める必要がある場合に行う行政指導及び行政処分に関するものを「横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針」で決めました。併せて、基準条例等の遵守にあたっての具体的な留意事項を「横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準」で決めました。

放課後児童健全育成事業者の皆様には、放課後児童健全育成事業所の運営が適正に行われるよう、御留意ください。

別添

- 1 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針
- 2 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準